

# 私の育休報告

## 送りは父、迎えは母は、当たり前？

当会会員 津田 敦司 (64期) ●Atsushi Tsuda

当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の誕生日から2年以内に申請することにより、性別を問わず、6か月分（多胎出産の場合は8か月分）の会費免除を行っています。会費免除を受けた会員は、下記のいずれかをテーマとして、400字程度の報告書を提出することが義務付けられています。

記

- (1) 弁護士業務と育児の両立のために工夫したこと。
- (2) 出産又は育児休業から業務に復帰する際に工夫したこと。
- (3) 子育てに従事する弁護士へのメッセージ
- (4) 子育てに従事する弁護士を雇用する弁護士又は弁護士法人へのメッセージ
- (5) その他育児支援に関連する事項

育休期間中の過ごし方や業務復帰に際しての工夫については、余り聞く機会がないのが実情と思います。そこで、本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。各会員が実りある育休期間を過ごし、スムーズに業務復帰するための参考としていただければと思います。

### 【育児期間中の一般会費免除申請実績】

平成27年度：163名（男性：113名、女性：50名）

平成28年度：146名（男性：102名、女性：44名）

平成29年度：136名（男性：81名、女性：55名）

私は男性です。子供を保育園に預けている同性の弁護士と話していると、一様に、朝夕の送迎のうち朝の送りを担当しているようです。たいへんもったいないなと思います。

私は、朝の送りよりもむしろ夕方の迎えの方を多く担当しています。妻が余り時間に融通がきかない職種であることも理由のひとつですが、できれば迎えの方をしたい、という私の積極的な意志によるものでもあります。

朝の送りでは、短い時間帯に多くの児童の預け入れが集中することから、保育士と余り会話することができません。一言二言話して子供を預け、それでおしまいです。しかし、夕方の迎えの場合、家庭により迎えの時間帯が様々であることから、短い時間帯に集中することもなく、保育士にも余裕があり、色々話することができます。保育園での子供の生活ぶりを聞いたり、家庭生活で気になる点を話したり、ちょっとした育児相談になります。

なお、保育士の業務には「児童の保育」のみならず「児童の保護者に対する保育に関する指導」が含まれます（児童福祉法第18条の4）。

「送りは父、迎えは母」というのは、弁護士に限らず、一般的な傾向のようです。毎日保育園に通っていると、朝会うのは男性が多く、夕方会うのは女性がほとんどです。しかし、繰り返しになりますが、これはもったいないことだと思います。朝送るだけでは、保育士から「保育に関する指導」を受けるせっかくの機会を逸してしまいます。

男性の弁護士のみなさんには、是非、仕事を早く切り上げて、夕方、保育園に迎えに行くことをおすすめします。まずは週1日からでも。■

### 児童福祉法

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。